

別紙 1

「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達) 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
別紙	別紙

改正後

第1号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

収受印

届出書表のヘッダー部分。令和年月日、(フリガナ) 届納税地、(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名、税務署長殿、法人番号、(千 -) (電話番号 - -)

※この届出書を所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第四十条第一項の規定により提出することになります。

下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。
[] 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第40条第1項の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

①適用開始課税期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
②①の基準期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③②の課税売上高 円

事業内容等 (事業区分別) 種事業
次のイ、ロ又はハの場合に該当する(「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。) はい □ いいえ □

イ 消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合 課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない はい □

ロ 消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新設設立法人」に該当する場合(該当していた場合) 設立年月日 平成 年 月 日 基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない はい □

ハ A 消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行った仕入れ等を行った課税期間の初日 平成 年 月 日 この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない はい □

B 仕入れ等を行った課税期間の初日 平成 年 月 日 建設等が完了した課税期間の初日 平成 年 月 日 この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に基づいた仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない はい □

※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を次のとおり記載してください。
1 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額特定資産」と読み替える。
2 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に基づいた仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額特定資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替える。

※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の届出はなされたものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。

※ 消費税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)(平成28年改正法)附則第40条第1項の規定による場合
(ただし、上記イ又はロに記載の各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っている場合は、次の「ホ」により判定する。) はい □

※ 平成28年改正法附則第40条第2項に規定する「著しく困難な事情があるとき」に該当する場合(該当する場合は、以下に「著しく困難な事情」を記載してください。) はい □

参考事項 税理士署名 (電話番号 - -)

整理番号 部門番号 届出年月日 年 月 日 入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日

通信日付印 確認 番号 届出年月日 確認

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

※この届出書を所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第四十条第一項の規定により提出することになります。

改正前

第1号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

収受印

届出書表のヘッダー部分。令和年月日、(フリガナ) 届納税地、(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名、税務署長殿、法人番号、(千 -) (電話番号 - -)

※この届出書を所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第四十条第一項の規定により提出することになります。

下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。
[] 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第40条第1項の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

①適用開始課税期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②①の基準期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③②の課税売上高 円

事業内容等 (事業区分別) 種事業
次のイ、ロ又はハの場合に該当する(「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。) はい □ いいえ □

イ 消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合 課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない はい □

ロ 消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新設設立法人」に該当する場合(該当していた場合) 設立年月日 平成 年 月 日 基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない はい □

ハ A 消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行った仕入れ等を行った課税期間の初日 平成 年 月 日 この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない はい □

B 仕入れ等を行った課税期間の初日 平成 年 月 日 建設等が完了した課税期間の初日 平成 年 月 日 この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に基づいた仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない はい □

※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を次のとおり記載してください。
1 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額特定資産」と読み替える。
2 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に基づいた仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額特定資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替える。

※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の届出はなされたものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。

※ 消費税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)(平成28年改正法)附則第40条第1項の規定による場合
(ただし、上記イ又はロに記載の各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っている場合は、次の「ホ」により判定する。) はい □

※ 平成28年改正法附則第40条第2項に規定する「著しく困難な事情があるとき」に該当する場合(該当する場合は、以下に「著しく困難な事情」を記載してください。) はい □

参考事項 税理士署名押印 (電話番号 - -)

整理番号 部門番号 届出年月日 年 月 日 入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日

通信日付印 確認 番号 届出年月日 確認

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

第3-(1)号様式

第3-(1)号様式

納税地 (フリガナ) 名称又は屋号 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

一連番号 申告年月日 申告区分 指導等 療指定 居指定 通達日付印 確認 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 身元確認

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自平成 年 月 日 至令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

納税地 (フリガナ) 名称又は屋号 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

一連番号 申告年月日 申告区分 指導等 療指定 居指定 通達日付印 確認 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 身元確認

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自平成 年 月 日 至令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

この申告書による消費税の税額の計算 table with 16 rows and 10 columns

課税標準額に対する消費税の計算 table with 16 rows and 10 columns

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

※(1)+(2)-(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10) ※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

この申告書による消費税の税額の計算 table with 16 rows and 10 columns

課税標準額に対する消費税の計算 table with 16 rows and 10 columns

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

※(1)+(2)-(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10) ※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

改正後

改正前

第3-③号様式 令和 年 月 日 税務署長殿 納税地 (フリガナ) 名称又は屋号 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

第3-③号様式 令和 年 月 日 税務署長殿 納税地 (フリガナ) 名称又は屋号 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書 至 令和 年 月 日

平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算 課税標準額 消費税額 控除対象仕入税額 税貸倒れに係る税額 中間納付税額 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

この申告書による消費税の税額の計算 課税標準額 消費税額 控除対象仕入税額 税貸倒れに係る税額 中間納付税額 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

改正後

第5-(1)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用] 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38①)。
以下の①～⑪欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ・ ・		
事業の区分ごとの計算			
税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 ①	() () ()	合計
	通常(自)の事業を行う連続する10営業日 ②	年月日 (自) (至) (自) (至) (自) (至)	
	②の期間中に行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 ③	() () ()	
	③のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み) ④	() () ()	
	軽減売上割合 (④/③) ※1 ⑤	[%] [%] [%]	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ⑥	() () ()	
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ⑦	() () ()	
税可課税な事業の区分が異なる等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ※2 ⑧	() () ()	
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ※3 ⑨	() () ()	
全課税資産における譲渡等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑥合計+⑧) ⑩	() () ()	
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦合計+⑨) ⑪	() () ()	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載されないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑦欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑩及び⑪欄の合計額を記載する。

改正前

第5-(1)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用] 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38①)。
以下の①～⑪欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ・ ・		
事業の区分ごとの計算			
税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 ①	() () ()	合計
	通常(自)の事業を行う連続する10営業日 ②	年月日 (自) (至) (自) (至) (自) (至)	
	②の期間中に行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 ③	() () ()	
	③のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み) ④	() () ()	
	軽減売上割合 (④/③) ※1 ⑤	[%] [%] [%]	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ⑥	() () ()	
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ⑦	() () ()	
税可課税な事業の区分が異なる等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ※2 ⑧	() () ()	
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) ※3 ⑨	() () ()	
全課税資産における譲渡等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑥合計+⑧) ⑩	() () ()	
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦合計+⑨) ⑪	() () ()	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載されないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑦欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑩及び⑪欄の合計額を記載する。

改正後

第5-(2)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を] 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38②)。
以下の①～⑬欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ・		

		事業の区分ごとの計算		合計
		()	()	
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込)	①	円	円
	特定課税仕入れに係る支払対価の額×110/100(経過措置により旧税率が適用される場合は×108/100)	②		
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	③		
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額(①+②+③)	④		
	④のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)にのみ要するもの金額(税込)	⑤		
	小売等軽減仕入割合(⑤/④)(※1)	⑥	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て
	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	⑦	円	円
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦×⑤/④×100/108)(※1)	⑧		円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦-(⑦×⑤/④)×100/110)(※1)	⑨		円

卸売業及び小売業以外	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑩		円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑪		円

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑧合計+⑩)	⑫		円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑨合計+⑪)	⑬		円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載されないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑬欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑫及び⑬欄の合計額を記載する。

改正前

第5-(2)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を] 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38②)。
以下の①～⑬欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ・		

		事業の区分ごとの計算		合計
		()	()	
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込)	①	円	円
	特定課税仕入れに係る支払対価の額×110/100(経過措置により旧税率が適用される場合は×108/100)	②		
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	③		
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額(①+②+③)	④		
	④のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)にのみ要するもの金額(税込)	⑤		
	小売等軽減仕入割合(⑤/④)(※1)	⑥	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て
	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	⑦	円	円
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦×⑤/④×100/108)(※1)	⑧		円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦-(⑦×⑤/④)×100/110)(※1)	⑨		円

卸売業及び小売業以外	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑩		円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑪		円

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑧合計+⑩)	⑫		円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑨合計+⑪)	⑬		円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載されないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑬欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑫及び⑬欄の合計額を記載する。

改 正 後

第5-(3)号様式

課税仕入れ等の税額の計算表 [小 売 等 軽 減 売 上 割 合 を 使 用 する 課 税 期 間 用]

仕入区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則39①)。
以下の①～⑧欄、⑩～⑫欄及び⑭～⑯欄には、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課 税 期 間	・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称	
適 用 対 象 期 間	・ ・ ・ ・		
		事 業 の 区 分 ご と の 計 算	合 計
卸 売 業 及 び 小 売 業 に 係 る 課 税 取 引	課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額	①	円
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の税込価額の合計額	②	円
	小 売 等 軽 減 売 上 割 合 (②/①)	③	[%] [%]
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④	円
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	⑤	円
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (④+⑤)	⑥	円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額 (※1) (⑥×②/①×6.24/108)	⑦	円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額 (※1) ((⑥-②×②/①)×7.8/110)	⑧	円
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑨	円
		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分

(※1) 値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合には、裏面の3を参照する。

卸 売 業 及 び 小 売 業 に 係 る 課 税 取 引 外 の 引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (※2)	⑪	円
	課税仕入れに係る消費税額	⑫	円
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	円
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑭	円
	課税貨物に係る消費税額	⑮	円
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯	円
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	円

(※2) 値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合には、その金額を控除した後の金額を⑮欄に記載する。

全 課 事 業 税 に 係 る 取 引	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額の合計額 (⑦合計±⑨±⑰)	⑱	円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 (⑧合計±⑩±⑱)	⑲	円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。

2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載されないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑧欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑦及び⑧欄の合計額を記載する。

改 正 前

第5-(3)号様式

課税仕入れ等の税額の計算表 [小 売 等 軽 減 売 上 割 合 を 使 用 する 課 税 期 間 用]

仕入区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則39①)。
以下の①～⑧欄、⑩～⑫欄及び⑭～⑯欄には、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課 税 期 間	・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称	
適 用 対 象 期 間	・ ・ ・ ・		
		事 業 の 区 分 ご と の 計 算	合 計
卸 売 業 及 び 小 売 業 に 係 る 課 税 取 引	課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額	①	円
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の税込価額の合計額	②	円
	小 売 等 軽 減 売 上 割 合 (②/①)	③	[%] [%]
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④	円
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	⑤	円
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (④+⑤)	⑥	円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額 (※1) (⑥×②/①×6.24/108)	⑦	円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額 (※1) ((⑥-②×②/①)×7.8/110)	⑧	円
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑨	円
		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分

(※1) 値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合には、裏面の3を参照する。

卸 売 業 及 び 小 売 業 に 係 る 課 税 取 引 外 の 引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (※2)	⑪	円
	課税仕入れに係る消費税額	⑫	円
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	円
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑭	円
	課税貨物に係る消費税額	⑮	円
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯	円
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	円

(※2) 値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合には、その金額を控除した後の金額を⑮欄に記載する。

全 課 事 業 税 に 係 る 取 引	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額の合計額 (⑦合計±⑨±⑰)	⑱	円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 (⑧合計±⑩±⑱)	⑲	円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。

2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載されないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑧欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑦及び⑧欄の合計額を記載する。

改 正 後

第6-1号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

		※順 号 ※整理番号	
		(〒 -) (電話 - -)	
令和 年 月 日		納 税 地	
税務署長		(フリガナ)	
		氏 名	
個人番号		個人番号	
下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。			
更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等			
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日		

(請求額の明細)

区 分		確定額(額)	正 当 と す る 額	
消 費 税 の 税 額 の 計 算	課 税 標 準 額 ①	000円	000円	
	消 費 税 額 ②			
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③			
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥		
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦			
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧			
	差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00	00	
	中 間 納 付 税 額 ⑩	00	00	
	納 付 税 額 (⑩-⑩) ⑪	00	00	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑩) ⑫	00	00	
地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	地方消費税の課税標準となる消費税額			
	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑬			
	差 引 税 額 ⑭	00	00	
	譲 渡 割 額	還 付 額 ⑮		
		納 税 額 ⑯	00	00
	中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑰	00	00	
納 付 譲 渡 割 額 (⑯-⑰) ⑱	00	00		
中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (⑰-⑯) ⑲	00	00		

還付される税金の受取場所	<input type="checkbox"/> 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 通協・農協 本所・支所 預金 口座番号	<input type="checkbox"/> ゆちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号
	<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	

添付書類	税 理 士 署 名
------	-----------

※税務署 処理欄	通信 日付印	年 月 日	確認	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 個人番号カード/通知カード/運転免許証 書類 その他()	備考
----------	--------	-------	----	-------	-------	---	-------------------------------------	----

改 正 前

第6-1号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

		※順 号 ※整理番号	
		(〒 -) (電話 - -)	
令和 年 月 日		納 税 地	
税務署長		(フリガナ)	
		氏 名	
個人番号		個人番号	
下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。			
更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定	
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等			
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日		

(請求額の明細)

区 分		確定額(額)	正 当 と す る 額	
消 費 税 の 税 額 の 計 算	課 税 標 準 額 ①	000円	000円	
	消 費 税 額 ②			
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③			
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥		
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦			
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧			
	差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00	00	
	中 間 納 付 税 額 ⑩	00	00	
	納 付 税 額 (⑩-⑩) ⑪	00	00	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑩) ⑫	00	00	
地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	地方消費税の課税標準となる消費税額			
	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑬			
	差 引 税 額 ⑭	00	00	
	譲 渡 割 額	還 付 額 ⑮		
		納 税 額 ⑯	00	00
	中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑰	00	00	
納 付 譲 渡 割 額 (⑯-⑰) ⑱	00	00		
中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (⑰-⑯) ⑲	00	00		

還付される税金の受取場所	<input type="checkbox"/> 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 通協・農協 本所・支所 預金 口座番号	<input type="checkbox"/> ゆちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号
	<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	

添付書類	税 理 士 署 名 押 印
------	---------------

※税務署 処理欄	通信 日付印	年 月 日	確認	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 個人番号カード/通知カード/運転免許証 書類 その他()	備考
----------	--------	-------	----	-------	-------	---	-------------------------------------	----

改正後

第6-②号様式

税務署受付印

消費税及び地方消費税の更正の請求書

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地 (〒 - -) (フリガナ) (電話 - - -)	※整理番号
	法人名	
	法人番号	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	

国税通則法第23条及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき 自平成 年 月 日 課税期間の
 消費税法第56条 至平成 年 月 日
 平成 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の
 請求をします。

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
消費税の税額の計算	課税標準額 ①	000円	000円
	消費税額 ②		
	控除過大調整税額 ③		
	控除対象仕入税額 ④		
	除返還等対価に係る税額 ⑤		
	税貸倒れに係る税額 ⑥		
	額控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦		
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨	00	00
	中間納付税額 ⑩	00	00
	納付税額 (⑩-⑨) ⑪	00	00
	中間納付還付税額 (⑩-⑪) ⑫	00	00
	地方消費税の課税標準となる消費税額		
控除不足還付税額 ⑬	00	00	
差引税額 ⑭	00	00	
譲渡割額			
還付税額 ⑮	00	00	
中間納付譲渡割額 ⑯	00	00	
納付譲渡割額 (⑮-⑯) ⑰	00	00	
中間納付還付譲渡割額 (⑰-⑱) ⑲	00	00	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日	
還付される税金の受取場所	預金口座番号

税理士署名	印								
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号確認	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認

改正前

第6-②号様式

税務署受付印

消費税及び地方消費税の更正の請求書

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地 (〒 - -) (フリガナ) (電話 - - -)	※整理番号
	法人名	
	法人番号	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	

国税通則法第23条及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき 自平成 年 月 日 課税期間の
 消費税法第56条 至平成 年 月 日
 平成 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の
 請求をします。

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
消費税の税額の計算	課税標準額 ①	000円	000円
	消費税額 ②		
	控除過大調整税額 ③		
	控除対象仕入税額 ④		
	除返還等対価に係る税額 ⑤		
	税貸倒れに係る税額 ⑥		
	額控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦		
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨	00	00
	中間納付税額 ⑩	00	00
	納付税額 (⑩-⑨) ⑪	00	00
	中間納付還付税額 (⑩-⑪) ⑫	00	00
	地方消費税の課税標準となる消費税額		
控除不足還付税額 ⑬	00	00	
差引税額 ⑭	00	00	
譲渡割額			
還付税額 ⑮	00	00	
中間納付譲渡割額 ⑯	00	00	
納付譲渡割額 (⑮-⑯) ⑰	00	00	
中間納付還付譲渡割額 (⑰-⑱) ⑲	00	00	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日	
還付される税金の受取場所	預金口座番号

税理士署名押印	印								
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号確認	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認